

総論 I 学校及び市町村(学校組合)教育委員会の基本姿勢

(1) 学校の基本姿勢

不登校やいじめ、虐待、非行などといった困難な状況に直面している子どもの背景には、多くの場合、心理的背景(要因)とともに、家庭、友人関係、地域、学校など、子どもたちのおかれている社会的背景(要因)があります。そして、それらが複雑に絡み合っていることから、表出する行動のみに着目する対応や、一部の教職員による対応から、より幅広い解決策を見いだす試みをしようとする姿勢が重要になります。

組織的な支援をより効果的に行うためには、教職員、スクールカウンセラー(以下、SC)、スクールソーシャルワーカー(以下、SSW)が互いの専門性を理解し、協働することが重要です。本ガイドブックでは、SCの業務や、SCを活用するための学校等の体制づくりについて述べています。教職員の共通理解の際などにご活用ください。

学校が、常勤ではないSCと効果的に連携を進めるためには、協働できる関係性をどのように構築していくかがポイントになります。各論Iで詳しく述べていますので、併せてご覧ください。

SCを活用する主体は「学校」です。活用の目的を明確にし、以下の項目を参考にしながら、年度当初にSCと学校の間で十分な打ち合わせを行いましょう。

学校の相談支援体制づくりのポイント

※詳しくは各論I参照

- ① 学校の状況把握
- ② 具体的な課題設定
- ③ 職務内容の確認
- ④ 相談支援体制の確認

学校教育活動の主な場面は、授業や行事などの「集団指導」です。集団の中の子ども様子を心理や福祉の視点から捉え、支援にいかすことも効果的です。

学校の状況を踏まえて、SCやSSWと連携した未然防止策やその運用を検討することも、相談支援体制づくりのポイントです。



★トピックス★ スクールカウンセラーを学校に配置するねらい

複雑化、多様化する社会の中であって、児童生徒が抱える課題も多種多様です。学校では、いじめや暴力行為等の問題行動、不登校等について、事案直後の対応のみではなく、事案の改善、再発防止までを見据え、取り組むことが求められています。

SCは心理の専門家として、教育の専門家である教員や福祉の専門家であるSSW等と共に学校で活動しています。活動の中でSCは、児童生徒、保護者、教職員に対し、心理的見地からカウンセリングやアセスメント、コンサルテーション等を行うことが求められています。

また、学校全体の支援力を向上させるために、教員へのカウンセリングマインドに関する研修や児童生徒へのストレスマネジメント等に関する心理教育などを実施することも望まれています。

さらに、学校全体をアセスメントし、相談支援体制の改善充実を他職種と協働して推進していくことが重要とされています。

(2) 市町村(学校組合)教育委員会の基本姿勢

学校の相談支援体制を充実していくうえで、「児童生徒や保護者等が相談しやすい環境」をつくることは重要です。そのためにも、市町村(学校組合)教育委員会が各学校の相談環境等を確認し、必要に応じてサポートしていただくことが不可欠です。また併せて、「校種間における支援の連携」などについて、既存の会議等を活用して機会を設けるなど、教育委員会が主体となり、働きかけることによって、スムーズに連携が進む場合もあると考えます。

市町村(学校組合)教育委員会は、学校や教育支援センター等とSC・SSWとが良好な関係を築き、効果的に活用がされているか等、適切に状況を把握し、課題が生じている場合は県教育委員会と連携を図りながら、その解決に向けて主体的に対応することが大切です。

総論Ⅱ SCの基本姿勢

SCは、児童生徒等の個別相談活動だけでなく、学校コミュニティ等を理解し、活動することが必要です。そのため、心理専門職としての姿勢とともに、学校組織の一員であることを常に意識し、教職員と協働していくことが求められます。

(1) 心理職としての姿勢

① 心理の専門性

SCは心理学や臨床心理学に基づく高い専門性を有する必要があります。これは、単に科学的な知識を持つことにとどまらず、実践をふまえた深い人間理解の方法を身につけ、高い倫理性を有し、相談者のために誠実にかつ柔軟に取り組む姿勢を有するということです。

② 十分な内省に基づく心理教育的実践

SCは「心を理解すること」は極めて難しいことを自覚し、多面的な視点を持ち、常に相談者の自己決定を大切にするとともに、自らの気づきにも丁寧に寄り添い、それらを深く内省する姿勢を自ら真摯に求めていくことが必要です。

③ 多様性をふまえた自己決定の尊重

SCは、相談者がさまざまな心情や価値観、多様性を有していることを尊重し、相談者が自らの心情を大切にしながら自己決定することをサポートしていきます。また、学校関係者や保護者も多様な価値観を有していることを踏まえ、関係者への支援を行うことが大切です。

(2) SCとしての姿勢

① 相談者や関係者との信頼関係の構築

相談者や関係者と信頼関係を作ることの大切さ、難しさを自覚し、信頼関係を作るための様々な関わり方を身に付けておく必要があります。特に、学校外の関係者と信頼関係を構築するため

には、SCの能動的な関わりが望まれます。また、SCの関わりが相手にどのような影響を与えているかを詳細に観察し、信頼関係をどう作るかの内省を大切にしていきます。

② 関係法規、制度も含めた学校コミュニティとの協働

学校は、様々な法律や制度に基づいて教育活動が行われており、それらの中で多様な人々が参加しているコミュニティであることを踏まえ、そのコミュニティの機能とSCの役割を的確に把握しながら活動を行うことが重要になります。

(3) 専門性を高めるための自己研鑽の継続

上記の基本的な姿勢を保ちつつ高めていくために、SC自らの絶えまない自己研鑽が重要であると同時に、自らの力を率直に観察し、どのような自己研鑽が必要なのか、整理する力がSCには必要となります。

★トピックス★ “スクール”カウンセラーの専門性とは？

心理職であるSCが勤務するにあたって、(1)臨床心理学の視点から考えると、①面接力やアセスメント力、②心理職としての中立性・守秘義務を常に意識する力が求められます。

そして、(2)“スクール”カウンセラーの視点、つまりSCが学校で働いていくための視点から考えると、児童生徒が安心して相談できるような関係を形成する力、児童生徒と先生方との架け橋的な役割などを担っていく力、教職員との関係を形成していく力が非常に大切となるでしょう。更に、未然防止を図る力、緊急性を見極めて教員との連携・協働を行っていく力も現場でのSCには要求されます。

例えば、学校でSCが基本的に“待ち”の姿勢になってしまっている場合や、SC自身が相談業務を抱え込みすぎてしまっている場合などは、再度SC自身が“スクールカウンセラーの役割や立ち位置”などについて、見つめ直す必要が出てきます。

SCは、相談者の思いや考えをしっかりと聴き、指示的にならないように留意しながら、相談者の気持ちの安定や困っていることなどの改善に繋がるよう一緒に考えていきます。またSCは、学校全体を見立て、よりよい相談支援体制となるよう調整する役割も担っています。

それだけではなく、SC自身も自分の活動を客観的に捉える力も必要となります。SCは、これらの専門力を発揮するためにも、日頃から自分の体調管理や感情の整理・調整に努め、自分の心の安定を図ることも大切です。

心理職が勤務する領域として、医療・福祉など様々ありますが、教育領域、つまり学校現場においては、上記のスキルを意識して発揮していくことが、“スクール”カウンセラーの専門性と言えるでしょう。



総論Ⅲ 倫理事項

相談者等の信頼を失墜させないように、倫理事項の遵守は必須です。一方で、ケースによっては相談者等の心身や人権を守るために、組織として倫理事項の扱いについて判断を求められる場合もあります。

(1) 守秘義務

心理職としての守秘義務と併せ、学校組織の一員として集団守秘の考えも踏まえ、活動することが望まれます。SCは、相談者の同意を前提として関係する教職員との間で情報を共有し、その教職員とともに適切な支援を行う必要があります。特に児童生徒の生命に関わる事項で、学校内外での速やかな連携が必要なケースについては、集団守秘の考えのもと、当該児童生徒等に関係する教職員や関係機関で情報共有し、支援方法の検討を行うなど、慎重かつ柔軟な判断が求められます。

(2) 倫理の遵守

学校内で唯一の心理職であるが故に、自己判断を避け、専門職業人同士で各自の倫理事項や判断基準を確認し合う行動が求められます。そのためにも、心理関係のみならず、幅広い職種の研修会等へ主体的・能動的に参加し、自身の倫理観を確認する機会を持つことが必要です。

★トピックス★ スクールカウンセラーの守秘義務

相談者が安心して相談できるように心理の有資格者には、職業として「秘密を守ること」が義務づけられています。



<公認心理師法>

第41条（秘密保持義務）

公認心理師は正当な理由がなくその業務に関して知り得た人の秘密を漏らしてはならない。公認心理師でなくなった後においても同様とする

<臨床心理士倫理綱領>

第3条（秘密保持）

臨床業務従事中に知り得た事項に関しては、専門家としての判断のもとに必要と認めた以外の内容を他に漏らしてはならない。また事例や研究の公表に際して特定個人の資料を用いる場合には、来談者の秘密を保護する責任をもたなくてはならない。

※ 資格を有していないSCにも同様の責務を求めています。

一方で、児童生徒の生命に関わる事項で、学校内外での速やかな連携が必要なケースなどについては、相談者の了解が得られなくても共有することがあります。

<秘密保持の例外状況>

- ① 自傷・他害の恐れがある場合
- ② 法律上理由がある場合（児童虐待防止法、医療法、刑事訴訟法など）
- ③ 相談者の支援にかかわる他の専門職と連携する場合（医師や保健師など。教員も専門職）

よって、SCの守秘義務について事前に校内で共有しておくとともに、管理職や関係教職員と、チーム内での守秘義務の考え方も含めて、どのような情報をどのような形で共有するかといったことについて話し合い方向性を決めておくことが大切です。

総論Ⅳ SCの基本スキル

SCの基本業務（各論Ⅱ参照）は多岐にわたるため、従来の個別カウンセリングスキルやアセスメントスキルのほか、SCとして活動を遂行するためのさまざまなスキルが必要とされます。

（1）聴く／対応スキル

相談者がある場におられることをねぎらい、さらには気持ちや思いに寄り添いつつ、同時に客観的な視点も維持しながら聴くスキルが求められます。応答においては相談者が理解できる表現を使用するとともに、相談者へのいたわりの思いが大切です。



（2）関係調整するスキル

SCは心理職の立場として学校で活動していますが、学校がより良い支援体制となるよう援助を行うスキルも必要となります。例えば、校内支援会が円滑に進行できるように、教員やスクールソーシャルワーカー等の専門性を踏まえ意見を整理するなど、校内支援会を運営する担当教員を援助することが挙げられます。

（3）情報を収集／共有するスキル

教職員や保護者からの情報収集のほか、校内巡回や授業観察等の機会を通して学校の状況に配慮しつつ、主体的・能動的に活動し、児童生徒等の情報を収集し、教職員と共有するスキルが求められます。

（4）助言／援助スキル

保護者や教職員から児童生徒への対応等に関する相談を受けた場合、SCは相談の内容から適切にアセスメントし、その結果に基づいた対応策を具体的にいくつか構築した上で、相談者が理解できる表現で助言するスキルが必要となります。

（5）記録するスキル

SCの実施したカウンセリング記録は公的な記録となります。誤字・脱字や表現に十分な注意が必要です。また、記録する内容は、個人情報保護への配慮とともに、心理職としての守秘義務と学校組織の一員としての守秘義務のバランスを考慮して記録するスキルが必要となります。